

その他注視・検討する事項

■ I T戦略本部

政府の I T戦略本部は 4 月 22 日の企画委員会で、新たな情報通信技術戦略（I T戦略）の最終案を固めた。5 月 11 日の同本部会合で決定した。

新たな情報通信技術戦略（関係部分のみ抜粋）

1. 国民本位の電子行政の実現

- 2020 年までに国民が、自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所において、国民生活に密接に関係する主要な申請手続や証明書入手を、必要に応じ、週 7 日 24 時間、ワンストップで行えるようにする。この一環として、2013 年までに、コンビニエンスストア、行政機関、郵便局等に設置された行政キオスク端末を通して、国民の 50%以上が、サービスを利用することを可能とする。

分野別戦略

1. 国民本位の電子行政の実現

(1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化

【重点施策】

- 行政サービスの中で、利用頻度が高く、週 7 日 24 時間入手できることによる国民の便益が高いサービス（例：住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等の各種証明書の入手等）を特定し、それらをオンライン又は民間との連携も含めてオフライン（例：行政キオスク端末）で利用できるようにする。

■全国での先進事例

1 住民票・印鑑証明コンビニ交付（先進事例：東京都渋谷区，三鷹市，千葉県市川市）

- (1) 住民基本台帳カード（住基カード）を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書がコンビニエンスストア・セブンイレブンで取得できるようになった（平成 22 年 2 月 2 日～試験的に 6 店舗で実施，その後利用可能店舗を全国へ拡大）。

導入効果

導入効果については、総務省が以下の 3 点を挙げています。

- 住民サービスの向上：最寄のコンビニで取得できるので、住民の利便性が高まります。
- 窓口業務の負担軽減：コンビニのキオスク端末で交付までの手続すべてを行うため、窓口業務の負担が減ります。
- コストの低減：端末の管理はコンビニで行うため、維持・運用経費が発生しません。

(2) 利用時間

午前 6 時 30 分～午後 11 時まで（年末年始（12/29～1/3）を除く）

2 J A，郵便局（簡易含む）での各種証明書の発行（先進事例）

(1) 発行できる証明書

- | | |
|--------------------|--------|
| ①住民票の写し・住民票記載事項証明書 | ②印鑑証明書 |
| ③外国人登録原票記載事項証明書 | ④所得証明書 |
| ⑤課税証明書 | ⑥納税証明書 |
| ⑦軽自動車税納付証明書 | ⑧公課証明書 |
| ⑨評価証明書 | |

- ※ 発行については、免許証やパスポートなどの本人確認ができるものと、証明手数料などが必要。また、証明書の発行は、申請した本人のものに限られ、代理人の申請はできません。

(2) 発行できる時間

午前 9 時から午後 4 時まで（平日のみ）

3 コンビニ等による経由機関（取次）方式（先進事例：千葉県市川市）

(1) 住民票を電話で申請すれば、公共施設や消防署、コンビニエンスストア（ローソン、デイリーヤマザキ等計16店舗）市内の商店などで住民票が受け取れる「取次店」を設けている。午前中に住民票を申請すれば、その日の午後4時以降、申請者の都合の良い時間に近くの取次所で受け取れる。

(2) 取扱時間

申込時間	受取時間
午前8時45分～正午	同日午後4時以降
正午～午後5時	翌日午後4時以降
休祝日の前日の開庁日	休日明けの開庁日の午後4時以降

受け取りの際、認め印と受取人を確認する4桁の暗証番号が必要になります。

※ 現在は、住民票・印鑑証明コンビニ交付を開始したことから終了。

4 宅配サービス（先進事例：北海道小樽市）

(1) 発行できる証明書

- ①住民票の写し（本人および本人と同一世帯の分）
- ②戸籍謄抄本（直系尊属など第三者に当たらない分）

(2) 利用対象者

ひとり暮らしでおおむね75歳以上の方、または身体障害者手帳をお持ちの方で、病弱や障害のため外出することが困難で市役所やサービスセンターに出かけることができない方（代わりに来られる方もいない）。

(3) 利用方法

事前に地区の民生児童委員に推薦をいただき、小樽市ふれあい宅配サービスの利用登録をします。登録した後は、宅配を希望する日の午前11時までに、戸籍住民課または駅前・銭函・塩谷の各サービスセンターへ、電話またはファクスで申請をしてください。その日の午後1時から4時までの間に職員がご自宅へお届けします。なお、宅配時間の指定は受けかねますのでご了承ください。

今後は、地域の商店、コンビニエンスストア及び郵便局等が、行政サービスの提供や防犯の拠点となることが想定されることから、総合的な活用策の検討が必要となります。

なお、コンビニ等における住民票や戸籍の取扱については、個人情報の適切な取扱の体制や、民間事業者に支払う手数料等の課題がありますので、新たな制度の可能性と課題についても検討を行う必要があります。